

設 立 趣 意 書 (案)

1 趣旨

私たちは、児童虐待などの不適切な養育を受けたために、家庭内に助けを求めることのできる相手もなく、心の拠り所を失って孤立している子どもたちに対して、その支援の実践を目的とする団体を兵庫県内で立ち上げます。

現状として、全国的に児童虐待相談対応件数は増加傾向にあります。兵庫県も同様の傾向にあるだけでなく、近畿地方の中でも大阪府に次いでその件数が多いと報告されています。

このような状況とともに、私たちは現実には、保護者から身体的・心理的に虐待を受けているために、あるいは親同士が不仲である、などの極めて不安定な家庭環境に置かれているために、自らの意思でその家を飛び出したものの頼れる場所がない子ども、施設を退所したものの自立がうまくいかず大人からの適切な援助をすぐにでも必要とする子ども、安定した頼れる場所があれば非行に走らなかつたであろうと考えられる子どもに、たくさん出会ってきました。

子どもたちが安全かつ安定した環境で安心してその心身を健全に成長発達させていくことは、子どもたちが私たち大人に対して求めることのできる固有の権利であるとともに、それに応えるのが私たち大人の責務であると考えます。

私たちは、福祉、医療、保健、心理、教育、法律などの各分野の専門職を含む市民によって構成されます。私たちはその専門職と連携をとりながら、子どもの固有の権利に応えるという責務を履践しつつ、子どもたちに対する社会的養護を積極的に実践する主体となることに、自らの存在価値を見いだします。

その実践の取りかかりとして、まずは、先に述べたような、私たちが出会ってきた現実に鑑み、「今晚安心して泊まれる場所がない」という子ども、特に10代半ばから後半の子どもたちに対して、一時的に休める場所を提供する「子どもシェルター『こころんハウス』」を設立することにします。「子どもシェルター」は、2004年の東京に始まり、神奈川、愛知、岡山、広島、京都・・・と、すでに全国で15カ所が開設されるに至っています。

私たちが設立する子どもシェルター「こころんハウス」は、今帰るところがない子どもたちを緊急避難的に保護し、児童相談所、自立援助ホーム、児童養護施設、里親（ファミリーホームを含む）、医療機関などの関係機関と連携して、子どもを適切な場所につなぐことのできる機能を提供します。そして、「こころんハウス」に滞在する子どもたちには少しでも生き抜いていく力を取り戻して欲しいと考えています。なおこのような機能を担うには、広く社会に認められた公的組織にした上で、市民の方々に参画いただく必要があります。

私たちの実践は「こころんハウス」から始まりますが、冒頭に述べた目的と子どもを巡る社会的養護のニーズの変化に応じて、私たちの活動範囲も変化を続けていきます。

以上、設立趣意とします。

2 申請に至るまでの経緯

平成27年9月29日 弁護士有志が中心となり、兵庫県弁護士会にて、「子どもシェルターを考える」シンポジウムを開催。

平成28年1月～7月 子どもシェルター準備会への参加を求め、関係者に声掛け。

8月3日 子どもシェルター準備会第1回開催

8月30日 子どもシェルター準備会第2回開催

9月5日 大阪子どもシェルター「ぬっく」事務局会議見学

9月27日 子どもシェルター準備会第3回開催

10月1日 全国子どもシェルターネットワーク会議（岡山）に参加

10月26日 子どもシェルター準備会第4回開催

11月16日 子どもシェルター準備会第5回開催

12月15日 子どもシェルター準備会第6回開催

平成29年1月18日 子どもシェルター準備会第7回開催

2月6日 子どもシェルター準備会世話人会議第1回開催

2月9日 子どもシェルター準備会第8回開催

2月25日 兵庫県弁護士会・子どもシェルター準備会共催「子どもシェルター設立準備シンポジウム」開催

同日 設立総会開催

平成29年2月25日

特定非営利活動法人つなご
設立代表者 住所又は居所